

東北地方無料措置 見直しのお知らせ

東日本大震災による東北地方無料措置について、
平成23年12月1日(木)0時から対象区間、対象車両、ご利用方法
が見直されます。

被災地支援・観光振興

無料措置の取り扱い

無料区間分の通行料金が無料になります。

	被災地支援	観光振興
車種	全車種	軽自動車・普通車
通行方法	ETC 及び 一般	ETC 限定
対象日	全日	土・日・祝日、平成24年1月3日及び3月19日
無料区間	右地図の『 二重線 』で示す区間	右地図の『 二重線 』及び『 太線 』で示す区間

入口IC(出口IC)

出口IC(入口IC)



この区間分が無料となります

- ※対象となる方やご利用目的の要件はありません。
- ※有料区間を含む場合は、有料区間分の通行料金をいただきます。
- ※入口ICと出口ICとの間において複数の経路がある場合は、最短経路上の無料区間分が無料になります。また、有料区間分の通行料金も最短経路により計算した額となります。通行料金については、ご利用前にご確認ください。
- ※通行料金のお支払がない(0円)場合でも、ETCをご利用の場合は、ETCカードを車載器に挿入し、ETC以外では通行券によりご利用ください。



※(通行止め区間)常磐道 広野～常磐富岡

避難者支援



被災証明書またはり災証明書にて無料措置を受けている方は、要件が変更となります

対象となる方

- ①右上地図の着色された**避難元区域**からこの区域外に避難されている方
- ②東日本大震災発生時に国が定める原発事故の避難区域に居住していた方

ご利用方法

出口料金所では**一般**と表示されたレーンで裏面記載の書面をご提示ください

※「避難元の居住地」「避難先の居住地」が確認できる書面が必要となります。

(入口料金所を含めETCはご利用いただけません。)

無料措置の取り扱い

右上地図の**二重線**で示す区間のインターチェンジを入口または出口として取り扱う通行料金が無料になります。

※これとは別に通行料金の取り扱いをする東京外環道、近畿道、阪和道、首都高速道路、阪神高速道路などは有料となります。

※被災地支援・観光振興、避難者支援のいずれも平成24年3月31日まで実施します。

裏面に続きます。

被災地支援・観光振興のご利用にあたって

◇ ETC時間帯割引の要件を満たしたご利用の場合は、有料区間分の通行料金に割引が適用になります。なお、時刻の判断は無料区間を含め入口および出口料金所で行います。

ご注意ください！ 入口ICと出口ICと

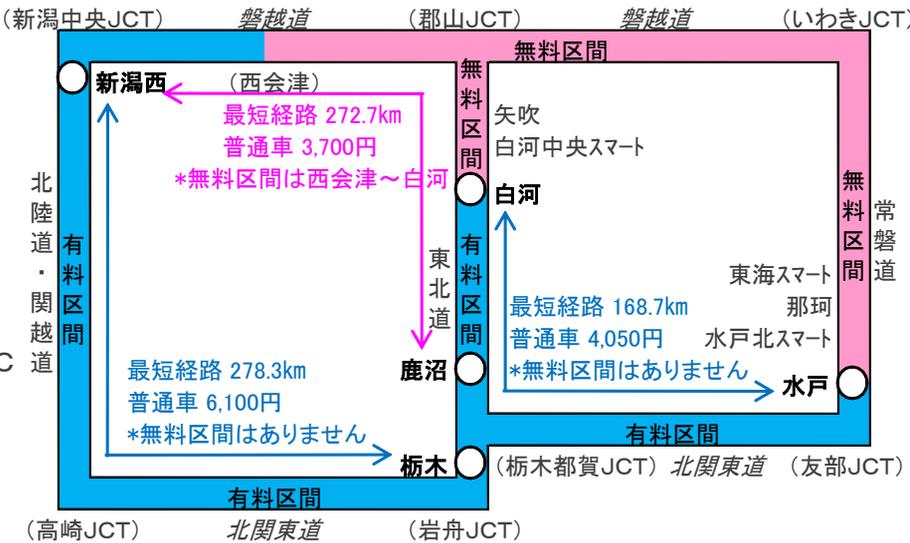
◇ の間において複数の経路がある場合は、最短経路上の無料区間分が無料になります。このため、実際走行した経路の無料措置がされないことがあります。

次のインターチェンジ相互間は入口、出口とも無料区間に位置しますが、最短経路に有料区間が含まれるため、通行料金のお支払いが必要になります。

- ・水戸 - 白河、白河中央スマート、矢吹
- ・水戸北スマート - 水戸を除く無料区間内全てのIC
- ・那珂 - 白河、白河中央スマート
- ・東海スマート - 白河

最短経路の料金が、従来の料金を上回る場合には、従来の料金に据え置きます。

*休日等のETC「普通車」「軽自動車」は新潟中央JCT～西会津も無料区間になります。



避難者支援のご利用にあたって

◇ 東日本大震災により次の区域から、これら区域外に避難されている方が対象です。

※ 東日本大震災発生時に国が定める原発事故の避難区域に居住していた方に避難の要件はありません。

青森県	八戸市、おいらせ町、階上町 (3市町村)
岩手県、宮城県、福島県	県内の全市町村
茨城県	水戸市、日立市、常陸太田市、高萩市、北茨城市、ひたちなか市、大洗町、常陸大宮市、那珂市、城里町、東海村、大子町 (12市町村)

◇ 出口料金所でご提示が必要な書面は次のとおりです。

- ① 上記の避難元区域から区域外に避難されている方・・・下表のAからDまでの全ての書面
 - ② 東日本大震災発生時に国が定める原発事故の避難区域に居住していた方・・・下表のBおよびDの書面
- ※ いずれの書面も原本(コピー不可)に限ります。

A	B	C	D
被災証明書または災証明書 (いずれも東日本大震災によるものに限ります。)	被災時に上記避難元区域に居住していたことが確認できる公的機関が発行する書面 (運転免許証等)	上記避難元区域外に居住していることが確認できる公的機関が発行する書面または公共料金の請求書・領収書 (住民票写し、運転免許証等)	本人確認できる公的機関が発行する書面 (運転免許証、健康保険証等)

◇ **ご注意ください！** ETCはご利用いただけません。入口料金所では通行券をお取りください。

◇ **ご注意ください！** 東京外環道、近畿道、阪和道、首都高速道路、阪神高速道路などは無料措置の対象ではありません。

※ 詳しくはホームページ (<http://www.w-nexco.co.jp/>) 等でご確認ください。

高速道路通行料金や道路交通情報に関するお問い合わせ先

お問い合わせの内容によってはお時間をいただく場合がございます。予めご了承ください。

NEXCO西日本 お客様センター (年中無休・24時間)

フリーコール 0120-924863 (クルマでおかけ 24時間 ハローさん)

※ フリーコールがご利用できないお客さまは、06-6876-9031

(通話料は有料になります。なお、上記以外の電話番号はございません。)

※ 最近、電話のお掛け間違いが多くなっています。電話番号をよくお確かめのうえ、お掛けください。

みち、ひと・・・未来へ。



NEXCO
西日本